

「避難行動要支援者制度」について ～要支援者を災害から守る～

■避難行動要支援者支援とは

災害が発生したときや避難情報が発令されたとき、自分の力で避難することが難しく、避難に手助けが必要な方（避難行動要支援者）がいます。そういった方々に、地域でどのような助け合いが出来るのか事前に考え、避難したくてもできない方を一人でも減らすことを目的とした取り組みです。

■～制度の流れ～

市で実施

1 避難行動 要支援者名簿 の作成

市の情報及び申請書の情報を集約して
「避難行動要支援者名簿」を作成

2 名簿情報 提供に関する 意思確認

名簿に記載される個人情報の情報提供
や個別避難計画の作成、地域との計画
の共有についての同意確認

3 個別避難計画 の作成

個別避難計画の作成に同意する方は、
個別避難計画を作成し市に提出

4 避難支援等 関係者へ名簿 情報の提供

情報提供に同意する方の名簿情報、作成
した個別避難計画を、避難支援等関係者
（自主防災会・民生委員・警察・消防）
に提供

5 防災訓練 の実施

要支援者名簿や個別避難計画を活用し、
防災訓練や、日頃の見守り活動の実施

6 災害時の 避難支援等

要支援者の避難支援等を実施

地域での備え

避難行動要支援者名簿の作成

市で把握している情報をもとに、中津川市の定める要件に該当する要支援者の方の名簿を市が作成します。

作成した名簿は、災害発生時の要支援者情報の把握に利用し、また平常時から避難支援等関係者（消防・警察・自主防災会等）に提供することで、事前の共助や見守り活動、有事の際の迅速な情報把握に繋がります。

■名簿の対象となる方

①要介護認定 1 ～ 5 の方

②身体障害者手帳 3 級以上の方

③療育手帳をお持ちの方

④精神障害者保険福祉手帳 1 ・ 2 級の方

⑤ 7 5 歳以上の独居世帯の方

+ 上記以外で名簿登録を希望される方

■名簿に掲載される内容

- 氏名 ○年齢 ○性別 ○住所 ○電話番号などの連絡先
- 避難支援を必要とする事由（要介護、障がいの種別など）
- その他必要な事項

■名簿の提供先(避難支援等関係者)

- 自主防災会の長 ○地域の民生委員 ○中津川警察署
- 中津川市消防本部 ○その他市長が認める者

■避難行動要支援者名簿の仕組み



■名簿対象の方へ

- 避難行動要支援者名簿の対象となる方は、市が自動的に抽出し、名簿として把握しています。
- 個人情報等が含まれるため、名簿へ登録されるタイミングで、地域等への情報提供について同意確認の通知を行います。
- 個人情報の提供について「**避難行動要支援者名簿情報の外部提供に関する同意確認書**」を記入し、市へ提出してください。

■災害発生時の名簿の取り扱い

災害が発生、又は災害が発生するおそれがあるときには、要支援者の生命を守るために、災害対策基本法第49条の11第3項に基づき、情報提供に同意していない方の情報も含めて、避難支援等関係者へ情報共有する場合があります。

■名簿を配布する目的

いざという時に助け合うためには、まずは地域でお互いのことを知ることが大切です。どこに、どのような支援を求める方がいるのかを知るための第一歩として、市が把握している情報を提供しています。提供された情報をもとに、見守り活動や地域活動を通じて、顔の見える関係を築いていきましょう。

■名簿の活用方法

一、地域での見守り活動を行う

要支援者の方は避難行動だけでなく、日頃の生活で困っていることがないかなど、名簿を活用して見守りを行いましょう。見守り活動を通じて日頃から関係をつくることは、要支援者の地域からの孤立を防ぐことにも繋がります。

一、地域行事への参加を促す

地域の行事など、要支援者も気軽に参加できるような機会があれば、積極的に声をかけましょう。お茶会やサロンなど顔を合わせる機会をできるだけ多く持つことが大切です。

一、地域の防災訓練に活用

総合防災訓練などの地域の防災訓練では、要支援者も参加しやすいように工夫したり、自主防災役員を対象に要支援者支援をテーマとした訓練を行ったりするなど、共に訓練する機会を作りましょう。

■名簿の管理

名簿に記載されている情報は個人情報です。名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、取扱いについて十分な注意が必要です。

- ☐ 施錠可能な場所での保管
- ☐ 必要以上の複製・複写の禁止
- ☐ 秘密保持義務の厳守
- ☐ 避難支援等以外の目的による使用の禁止
- ☐ 取扱者が変わる場合の確実な引継ぎ
- ☐ 古い名簿の返却、又は復元不可能な方法での確実な破棄

個別避難計画の作成

「避難行動要支援者名簿」に登録されている方は、個別避難計画を作成し、地域と共有することができます。避難の際、地域やご近所の方の支援が必要な方は、できる限り作成をお願いします。

■個別避難計画作成の流れ

1. 要支援者本人の情報を記入

- ☐ 名前や住所、連絡先、入っている自治会など
- ☐ 住んでいる場所をハザードマップで確認する
- ☐ 必要なことや、助けてほしいことにチェックをする

2. 避難支援等実施者の情報を記入

- ☐ 避難支援をしてくれる人の情報を記入する
 - ・個人だけでなく地域の自主防災会を支援者とすることも可能
- ☐ 支援できることと対応できる状況にチェックする
- ☐ 避難支援者がいない場合の項目にチェックする
 - ・自主防災会や近所の方に助けてほしい
 - ・家族や親戚の支援で対応可能など

※避難支援者には、できる範囲で支援をお願いするものです

※責任が発生するものではなく、支援者も自分の命が第一優先です

3. 避難先、避難経路を決める

- ☐ 災害の種類ごとに避難先を決める
 - ・ハザードマップで自宅が危険な場所になっている場合は、風水害の避難先をできるだけ自宅以外に決めておきましょう。
- ☐ 避難先までの経路を確認する

4. 作成した計画を市へ提出する

- ☐ 同意確認書と合わせて、中津川市へ提出する
 - ・市へ提出いただいた個別避難計画は、市のみで管理するか地域等に共有するかを選択できます。

■よくある質問

Q. 提供された名簿や個別避難計画にはどのような義務や責任が発生しますか？

A. 名簿や個別避難計画の情報提供を受けた方は、災害対策基本法により秘密保持義務が課せられます。正当な理由なく他者に情報を漏らすことは、要支援者本人だけでなく、その家族等の権利利益をも不当に侵害することになりかねず、ひいては名簿制度の実効性を大きく損なうおそれもあります。適正な管理をお願いします。

Q. 秘密保持義務はいつまで続きますか？

A. 自主防災会や自治会の活動を退いた後も、活動に際して知った情報の秘密保持義務は継続します。

Q. 秘密保持義務についての罰則はありますか？

A. 災害対策基本法には秘密保持義務違反に対する罰則はありませんが、故意又は過失により名簿や個別避難計画の情報を漏洩した場合は、要支援者本人から民事上の損害賠償を請求される可能性があります。

Q. 個別避難計画の情報に変更があった場合どうすればよいのか？

A. 個別避難計画の情報に変更があった場合は、計画を更新し、新しい個別避難計画を防災安全課までご提出ください。

Q. 地域独自で要支援者の避難支援対策をしている場合は？

A. 地域で独自に避難支援対策を行っている場合は、避難行動要支援者について、「個別避難計画の作成が完了している」と判断できる場合があります。地域で支援する要支援者本人に対して、行政機関などの関係機関へ情報共有するための同意が得られている場合は、支援計画や対応可能な要支援者の名簿をご提供ください。